

# 第83回定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

## ・事業報告

### 新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制  
及び当該体制の運用状況

## ・連結計算書類

### 連結注記表

## ・計算書類

### 個別注記表

第83期（2024年4月1日～2025年3月31日）

マミヤ・オーピー株式会社

上記事項につきましては法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 新株予約権等の状況

### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2025年3月31日現在)

名称	発行 決議日	新株 予約権 の数	新株予約権の 目的となる 株式の 種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使 期間	行使の 条件	保有状況
								取締役 (社外取締役を除く) 社外取締役
2015年 新株 予約権	2015年 7月24日	62個	普通株式 6,200株 (新株予約権 1個につき 100株)	新株予約権 1個当たり 143,000円 (1株当たり 1,430円)	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2015年 8月21日から 2045年 8月20日まで	注 1,2,3	新株予約権の数20個 目的となる株式数2,000株 保有者数 2人 ----- 新株予約権の数 1個 目的となる株式数100株 保有者数 1人
2016年 新株 予約権	2016年 7月22日	123個	普通株式 12,300株 (新株予約権 1個につき 100株)	新株予約権 1個当たり 83,000円 (1株当たり 830円)	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2016年 8月19日から 2046年 8月18日まで	注 1,2,3	新株予約権の数38個 目的となる株式数3,800株 保有者数 2人 ----- 新株予約権の数 2個 目的となる株式数200株 保有者数 1人
2017年 新株 予約権	2017年 7月28日	94個	普通株式 9,400株 (新株予約権 1個につき 100株)	新株予約権 1個当たり 85,200円 (1株当たり 852円)	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2017年 8月25日から 2047年 8月24日まで	注 1,2,3	新株予約権の数44個 目的となる株式数4,400株 保有者数 2人 ----- 新株予約権の数 1個 目的となる株式数100株 保有者数 1人
2018年 新株 予約権	2018年 7月27日	130個	普通株式 13,000株 (新株予約権 1個につき 100株)	新株予約権 1個当たり 68,400円 (1株当たり 684円)	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2018年 8月24日から 2048年 8月23日まで	注 1,2,3	新株予約権の数47個 目的となる株式数4,700株 保有者数 2人 ----- 新株予約権の数 1個 目的となる株式数100株 保有者数 1人
2019年 新株 予約権	2019年 7月26日	167個	普通株式 16,700株 (新株予約権 1個につき 100株)	新株予約権 1個当たり 57,500円 (1株当たり 575円)	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2019年 8月23日から 2049年 8月22日まで	注 1,2,3	新株予約権の数61個 目的となる株式数6,100株 保有者数 2人 ----- 新株予約権の数 2個 目的となる株式数200株 保有者数 1人

名称	発行 決議日	新株 予約権 の数	新株予約権の 目的となる 株式の 種類と数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使 期間	行使の 条件	保有状況
								取締役 (社外取締役を除く) 社外取締役
2020年 新株 予約権	2020年 7月31日	198個	普通株式 19,800株 (新株予約権 1個につき 100株)	新株予約権 1個当たり 39,100円 (1株当たり 391円)	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2020年 8月28日から 2050年 8月27日まで	注 1,2,3	新株予約権の数36個 目的となる株式数3,600株 保有者数 2人 ----- 新株予約権の数 2個 目的となる株式数200株 保有者数 1人
2021年 新株 予約権	2021年 7月30日	120個	普通株式 12,000株 (新株予約権 1個につき 100株)	新株予約権 1個当たり 48,500円 (1株当たり 485円)	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2021年 8月27日から 2051年 8月26日まで	注 1,2,3	新株予約権の数32個 目的となる株式数3,200株 保有者数 2人 ----- 新株予約権の数 2個 目的となる株式数200株 保有者数 1人
2022年 新株 予約権	2022年 7月22日	147個	普通株式 14,700株 (新株予約権 1個につき 100株)	新株予約権 1個当たり 63,600円 (1株当たり 636円)	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2022年 8月26日から 2052年 8月25日まで	注 1,2,3	新株予約権の数143個 目的となる株式数14,300株 保有者数 4人 ----- 新株予約権の数 2個 目的となる株式数200株 保有者数 1人
2023年 新株 予約権	2023年 7月28日	72個	普通株式 7,200株 (新株予約権 1個につき 100株)	新株予約権 1個当たり 139,400円 (1株当たり 1,394円)	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2023年 8月25日から 2053年 8月24日まで	注 1,2,3	新株予約権の数70個 目的となる株式数7,000株 保有者数 3人 ----- 新株予約権の数 2個 目的となる株式200株 保有者数 2人
2024年 新株 予約権	2024年 7月26日	107個	普通株式 10,700株 (新株予約権 1個につき 100株)	新株予約権 1個当たり 98,000円 (1株当たり 980円)	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2024年 8月30日から 2054年 8月29日まで	注 1,2,3	新株予約権の数105個 目的となる株式数10,500株 保有者数 4人 ----- 新株予約権の数 2個 目的となる株式200株 保有者数 2人

(注) 1. 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、1頁～2頁に記載の新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した時点（以下、「権利行使開始日」という。）以降、新株予約権を行使することができます。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができます。

2. 前記1. は、新株予約権を相続により承継した者については適用しません。

3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、かかる新株予約権を行使することはできません。

4. 2016年10月1日付けで普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行い、また、単元株式数を

1,000株から100株に変更しております。なお、1頁～2頁に記載の株式数および金額は、当該株式併合による調整および単元株式数の変更を反映しております。

② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。

③ **その他新株予約権に関する重要な事項**

2023年12月11日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権は、2024年5月10日をもって、すべての行使が完了いたしております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度のスタートにあわせ、内部統制・リスク管理システムの充実・強化を主たる目的としたコーポレート・ガバナンスに係る規程及び体制を決定し、2008年4月1日より運用を開始いたしました。

#### ①体制の整備

「経営理念」及び「経営目的」の下、「経営方針」及び「行動指針」並びに「倫理・行動規範」に由来し定款に立脚する、当社及び当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する根本規範として、「コーポレート・ガバナンスに関する基本指針」を策定いたしました。当社及び当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスの基本的枠組みは、この指針並びにこの指針に基づき策定された「内部統制原則」及び「リスク管理原則」の下で構築され、「内部統制・リスク管理委員会」が、当社取締役会の委任の下、これを統括し、監査室と連携して、その運用を担います。

#### ②内部統制システムの整備に関する決定

マミヤ・オーピー株式会社（以下、「MOP」とする。）取締役会が、法令の定めに従い決議した「内部統制システムの整備に関する決定」の概要は、以下の通りです。

#### 1. MOP及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理的規範の尊重を基礎とし、これを包含する法令等遵守（以下、「コンプライアンス」とする。）を業務遂行上の最重要課題のひとつと位置付け、その達成のため、取締役及び使用人その他の従業員（以下、「使用人等」とする。）に、法令、定款、社内規程等の遵守を徹底する旨を定め、MOPグループにおけるコンプライアンスの取り組みが、「コーポレート・ガバナンスに関する基本指針」の下で内部統制・リスク管理委員会により統括される旨を定め、これに係る各組織の役割等、重要事実の管理と内部者取引の防止の取り組み、ヘルplineの設置、コンプライアンス違反に対し厳正に対処する旨、そして、代表取締役直轄の監査室が、コンプライアンスを確保する体制の整備・運用状況について妥当性・有効性を評価し、その改善に向けての助言・提言及び指導・支援を行う旨、監査役及び監査役会が、株主の負託を受けた独立の機関として取締役及び使用人等の職務執行におけるコンプライアンス状況を監視・

監督する旨、その他を定めています。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行（使用人等を用いたものを含む。）に係る情報の保存及び管理につき、管理部門長を責任者と定め、取締役会議事録、稟議書等の事業遂行に係る各種機密事項や個人情報を含む職務執行に係る重要情報他（電磁的記録を含む。）を正確かつ適切に記録し、法令定款及び社内諸規程等に従い、文書又は電磁的記録により、権限を有する者が容易に検索し閲覧できる状態で保存し管理する旨、そして同じく権限を有する者が、これらの情報を所定の手続きに従い閲覧できる旨、その他を定めています。

## 3. MOP及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険を、経営目的並びに事業計画の達成を阻害しMOPグループに損失をもたらす事象が発生する可能性（以下、「リスク」とする。）と定義し、コーポレート・ガバナンスに関する基本指針並びに内部統制原則及びリスク管理原則の下でリスク管理の全社的な体制を構築し、事業活動に係る多種多様な定量的・定性的なリスクを一元的に管理する旨、金融商品取引法の定める財務報告に係る内部統制及び反社会的勢力による経営活動への関与あるいは被害の防止に関する体制の整備及びその運用を、かかる全社的リスク管理体制の中に位置づける旨、事業継続に影響を及ぼす非常事態が発生した場合に危機管理委員会を設置する旨、取締役及び使用人等が規程に基づき付与された決裁権限の種類と範囲に従い業務を遂行し、これに伴うリスクを管理する旨、その他を定めております。

## 4. MOP及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会につき、実質的な討議を可能とする人数による取締役会を設置し、法令及び定款の定める事項につき迅速かつ適正に決定すると共に、取締役及び代表取締役社長の職務執行が、業務の効率性及び有効性の確保を含め適正に行われていることにつき監督する旨を定めるなど、取締役会をはじめとする各種組織・会議体（監査役会や監査室を含む。）、取締役の効率的な職務執行を支える組織体制及びその役割を定めると共に、決裁権限の明確化、経営計画の策定、情報システムの整備、その他を定めております。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項のMOPへの報告に関する体制その他、MOPの親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社における自律的経営を原則とした上で管理の責任者を設け、出資者としてのMOPの法的又は契約上の権利に基づき、経営状況の適切な把握、社内規程等の適切な整備・運用、親会社に対する報告の徹底、役員の選任解任等に関する適切な意思表示、等を通じて、子会社に対し適切な管理・監督を行う旨を定めると共に、リスク管理原則に基づき子会社の重要なリスクの存在を識別・測定し、継続的な統制を行う他、子会社の役員及び使用人もMOPの内部通報制度を利用することを可能とし、子会社が、MOPと緊密なコミュニケーションと協力関係を保ちながらも、事業活動及び経営判断においてMOPからの独立性を確保すべき旨、その他を定めております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該補助使用者の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該補助使用者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用者等を置くことが必要であると認めたとき、特定の者を指名して、監査室及び監査室以外の社内各部門に対して監査への協力を求める事ができる旨、監査役が指名した職務を補助すべき使用者等の異動、懲戒等については、その決定に先立ち監査役会と協議しなければならない旨、その他を定めております。

7. 子会社の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者がMOPの監査役に報告をするための体制、その他取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにかかる報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役が、経営に係る重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議及び協議体に出席し、稟議書その他社内的重要文書の回付を受けると共に、代表取締役社長、その他の取締役、管理部門長等との協議を定期的に実施し、必要な事項につき報告を求めることができる旨、そして取締役が、会社に著しい損害若しくは影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合の監査役への報告義務、使用人等が内部通報制度（ヘルpline）等を通じ、監査役に報告・相談をできる旨、上記に定める監査

役に対する報告をした者に対し不利益な取扱いをした者に対しては、就業規則に基づく懲戒処分を含め厳正に対処する旨、その他を定めています。

#### 8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

MOPは、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる旨を定めています。

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役が、監査役監査基準及び監査役監査規程を理解し監査役監査の重要性・有用性を十分認識すると共に、監査役監査を実効的ならしめるべく必要な環境整備を行う旨、その他を定めています。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた「内部統制システムの整備に関する決定」に基づき、当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役会を13回開催し、重要事項の決定等を行うとともに、取締役会をはじめとする各種会議体において、損失が伴うおそれのあるリスク情報とその対応の報告、検討を行っております。
- ② 監査役監査及び内部監査を通じて、当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令・定款及び社内規程等に基づき執行されていることを確認しております。
- ③ 金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制の運用状況に関する監査室による監査の結果、重要な不備はなく、内部統制は適正に運用されている旨の評価を得ております。
- ④ 監査室が内部監査計画に基づき、監査対象部門における内部統制システムの運用状況等を評価し、必要に応じ、その改善を指導するとともに、これら一連の取り組みについて、取締役会に報告しております。
- ⑤ 個人番号及び特定個人情報等の管理及び輸出管理業務の実施状況につき、監査室による監査の結果、監査対象部門において特定個人情報取扱規程及び安全保障輸出管理規程に基づく適切な管理及び業務の実施等がなされている旨の評価を得ております。

- ⑥ 法令遵守及び内部統制システムの整備・充実の観点から、取締役に対し自己の職務執行に係る適法性・適正性等を継続的に再確認するための機会を設けております。
- ⑦ 監査役監査の実効性を強化するため、常勤監査役は毎月1回開催される各部門会議等に参加し、損失が伴うおそれのあるリスク情報がないか検証しております。また、各事業に係る監査に必要な情報を取りまとめ、監査役会にて報告しております。さらに、監査役は会計監査人と定期的に会合を行い、情報交換しております。
- ⑧ 反社会的勢力への対応及びセクハラ・パワハラ防止等のコンプライアンスに係る教育訓練を、隨時実施しております。
- ⑨ 内部通報規程により相談・通報体制を設け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ⑩ 品質保証部門が、当社製品に係る品質保証業務につき全社横断的な管理を実施し、迅速かつ的確な品質問題の解決に努めております。
- ⑪ 内部統制・リスク管理委員会及び内部統制実務者会議を定期的に開催し、各リスク管理分科会の活動状況、内部統制の評価状況の報告を受け、必要に応じて是正・改善を行うことで、リスク管理の徹底に努めております。
- ⑫ 内部統制原則及びリスク管理原則に基づく危機管理委員会は、非常事態等に関する対応を統括し、当該事象による当社グループに対する損失を抑制するよう努めております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の状況

・連結子会社の数

8社

・連結子会社の名称

エフ・エス株式会社

マミヤITソリューションズ株式会社

UST Mamiya Japan株式会社

株式会社エフ・アイ興産

株式会社ネクオス

United Sports Technologies Holdings, Inc.

UST-Mamiya, Inc.

Mamiya-OP (Bangladesh) Ltd.

##### ②非連結子会社の名称等

・非連結子会社の名称

株式会社エムディーアイ

Kamatari (Thailand) Co., Ltd.

Asian Skill Development Co., Ltd.

UST ESSX,LLC

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

## (2) 持分法の適用に関する事項

### ①持分法適用の非連結子会社及び関連会社の状況

- |               |                                |
|---------------|--------------------------------|
| ・持分法適用の関連会社の数 | 2社                             |
| ・持分法適用会社の名称   | J－N E T 株式会社<br>M J S ソーラー株式会社 |

### ②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

- |                    |   |
|--------------------|---|
| ・持分法を適用していない非連結子会社 | 株式会社エムディーアイ<br>Kamatari (Thailand) Co., Ltd.<br>Asian Skill Development Co., Ltd.<br>UST ESSX,LLC |
| ・持分法を適用していない関連会社   | 株式会社 I M I  |

- |              |  |
|--------------|--|
| ・持分法を適用しない理由 | 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。 |
|--------------|--|

## (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、エフ・エス株式会社、マミヤITソリューションズ株式会社、UST Mamiya Japan株式会社、株式会社エフ・アイ興産及び株式会社ネクオスは連結決算日と一致しておりますが、在外連結子会社は12月31日であります。

連結計算書類作成に当たっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

###### その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法を採用しております。

###### ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

###### ハ. 棚卸資産

###### ・製品、原材料、仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

###### ・販売用不動産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

子会社の一部は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### ④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは電子機器事業、スポーツ事業及び不動産事業を主な事業とし、電子機器事業並びにスポーツ事業における製品及び不動産事業における販売用不動産の販売については製品の引渡し時点において顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品等の引渡し時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| イ. 退職給付に係る会計処理の方<br>法 | 従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び<br>退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給<br>額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |
| ロ. ヘッジ会計の処理           | 原則として繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ<br>については、特例処理の要件を充たしているため、特例処理に<br>よっております。                     |
| ハ. グループ通算制度の適用        | 当社及び子会社の一部はグループ通算制度を適用しております。   |

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これにより連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。これにより連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

　　縰延税金資産 61,830千円

当社グループでは、将来減算一時差異及び税務上の縰越欠損金について、将来の課税所得の見積り及び将来加算一時差異の解消見込み等を考慮して、縰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の課税所得の見積りは、取締役会で承認された将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画の重要な仮定は、主に売上高の数量の見込みであります。

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において固定資産及び損益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ①担保に供している資産

建物及び構築物	238,054千円
土地	1,567,260千円
計	1,805,315千円

##### ②担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	337,278千円
------------------------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,368,482千円

#### (3) 債務保証

以下の会社の支払債務につき連帯保証を行っております。

J－N E T株式会社	(月額) 6,998千円
-------------	--------------

## 5. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産において減損損失を計上しております。

#### ①減損損失を認識した資産

場所	事業	用途	種類	金額（千円）
埼玉県	電子機器事業	事業用資産	建物及び構築物	10,497
埼玉県	電子機器事業	事業用資産	機械装置及び運搬具	6,594
埼玉県	電子機器事業	事業用資産	工具、器具及び備品	1,028
東京都	電子機器事業	事業用資産	建物及び構築物	6,434
東京都	電子機器事業	事業用資産	機械装置及び運搬具	914
東京都	電子機器事業	事業用資産	工具、器具及び備品	2,175
東京都	電子機器事業	事業用資産	無形固定資産その他	56,440
東京都	本社	処分予定資産	建物及び構築物	17,334
東京都	本社	処分予定資産	工具、器具及び備品	39
東京都	本社	処分予定資産	投資その他の資産	17,440

#### ②減損損失の認識に至った経緯

当社グループが保有する事業用資産のうち収益性が低下している資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、処分予定資産については、将来の使用見込が無いことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### ③資産のグルーピングの方法

原則として管理会計上の区分をグルーピングの単位としております。ただし、将来の使用が見込まれていない処分予定資産については、それぞれ個別の物件ごとにグルーピングしております。

#### ④回収可能価額の算定方法

事業用資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

また、処分予定資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、転売や売却が困難なことから零として評価しております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	10,123,270株	385,400株	－	10,508,670株

(注) 発行済株式数の増加385,400株は、新株予約権の行使に伴う新株発行による増加であります。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	754,028	75	2024年 3月31日	2024年 6月28日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,043,847	100	2025年 3月31日	2025年 6月27日

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 61,300株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金は銀行借入、社債発行及び資本市場からの調達により賄っております。銀行借入の一部については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）を行っております。

売上債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握しております。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
① 短期貸付金	61,521	72,044	10,523
② 投資有価証券 その他有価証券	3,426,244	3,426,244	—
③ 長期貸付金	648,054	688,968	40,913
④ 社債	(900,000)	(889,094)	10,905
⑤ 1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	(6,687,282)	(6,680,165)	7,116
⑥ デリバティブ取引 (※2)	(35,191)	(35,191)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は「②投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	56,230
関係会社株式	2,509,309

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	3,426,244	－	－	3,426,244
デリバティブ取引 通貨関連	－	35,191	－	35,191

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに短期借入金（ただし、1年内返済予定の長期借入金を除く）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期貸付金	—	72,044	—	72,044
長期貸付金	—	688,968	—	688,968
社債	—	889,094	—	889,094
1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金	—	6,680,165	—	6,680,165

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

短期貸付金及び長期貸付金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 貸貸等不動産に関する注記

### (1) 貸貸等不動産の状況に関する事項

国内連結子会社の一部は、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県及び海外において貸貸用のオフィスビル（土地含む。）等を所有しております。

### (2) 貸貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	当期末の時価
2,844,159	2,291,854

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			
	電子機器事業	スポーツ事業	不動産事業	計
一時点で移転される財	26,557,481	5,405,035	1,374,130	33,336,715
一定の期間にわたり移転される財	206,715	—	—	206,715
顧客との契約から生じる収益	26,764,197	5,405,035	1,374,130	33,543,430
その他の収益	—	—	163,934	163,934
外部顧客への売上高	26,764,197	5,405,035	1,538,064	33,707,297

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債	27,991

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

**10. 1株当たり情報に関する注記**

- (1) 1株当たり純資産額 2,426円55銭  
(2) 1株当たり当期純利益 458円26銭

**11. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**12. その他の注記**

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

・関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は  
移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下  
による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取  
得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に  
取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可  
能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用し  
ております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年  
度に負担すべき額を計上しております。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費  
用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務  
とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は電子機器事業、スポーツ事業及び不動産事業を主な事業とし、電子機器事業並びにスポーツ事業における製品の販売及び不動産事業における販売用不動産の販売については製品等の引渡し時点において顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品等の引渡し時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① ヘッジ会計の処理 金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、特例処理によっております。

② グループ通算制度の適用 当社はグループ通算制度を適用しております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において独立掲記していた流動負債の「前受金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては流動負債の「その他」に含めております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これにより計算書類に与える影響はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産

－千円

（繰延税金負債との相殺前の金額は294,453千円であります。）

その他の情報については、「連結注記表3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

建物	71,180千円
土地	1,214,135千円
計	1,285,315千円

#### ② 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	160,000千円
------------------------	-----------

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,397,954千円

### (3) 債務保証

以下の会社の支払債務につき連帯保証を行っております。

J－N E T 株式会社 (月額) 6,998千円

### (4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	89,619千円
② 短期金銭債務	117,851千円

## 6. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

① 売上高	72,470千円
② 仕入高	13,144千円
③ 販売費及び一般管理費	144,961千円
営業取引以外の取引による取引高	203,709千円

## (2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産において減損損失を計上しております。

### ① 減損損失を認識した資産

場所	事業	用途	種類	金額(千円)
埼玉県	電子機器事業	事業用資産	建物及び構築物	10,497
埼玉県	電子機器事業	事業用資産	機械装置及び運搬具	6,594
埼玉県	電子機器事業	事業用資産	工具、器具及び備品	1,028
東京都	電子機器事業	事業用資産	工具、器具及び備品	660
東京都	本社	処分予定資産	建物及び構築物	17,334
東京都	本社	処分予定資産	工具、器具及び備品	39
東京都	本社	処分予定資産	投資その他の資産	17,440

### ② 減損損失の認識に至った経緯

当社が保有する事業用資産のうち収益性が低下している資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、処分予定資産については、将来の使用見込が無いことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

### ③ 資産のグルーピングの方法

原則として管理会計上の区分をグルーピングの単位としております。ただし、将来の使用が見込まれていない処分予定資産については、それぞれ個別の物件ごとにグルーピングしております。

### ④ 回収可能価額の算定方法

事業用資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

また、処分予定資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、転売や売却が困難なことから零として評価しております。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

70,195株

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
関係会社株式評価損	212,752
棚卸資産評価損	261,592
退職給付引当金	188,657
その他	177,287
小計	840,291
評価性引当額	△545,837
繰延税金資産合計	294,453
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△317,872
繰延税金負債合計	△317,872
繰延税金負債の純額	△23,418

### (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告 第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の法人税等調整額は5,107千円増加し、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が3,969千円、その他有価証券評価差額金が9,076千円、それぞれ減少しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容(注)	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)エフ・アイ興産	所有直接 99.0%	資金の援助役員の兼任	資金の貸付 貸付の回収 利息の受取	218,000 23,052 7,882	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 その他流動資産	285,960 540,660 878
子会社	(株)ネクオス	所有直接 100.0%	資金の援助役員の兼任	貸付の回収 利息の受取	56,560 13,790	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 その他流動資産	56,560 1,057,240 2,885
子会社	Mammiya - OP(Bangladesh) Ltd.	所有間接 100.0%	資金の援助役員の兼任	資金の貸付 貸付の回収 利息の受取	485,646 521,311 6,302	関係会社長期貸付金 その他流動資産	481,715 1,742
子会社	UnitedSportsTechnologiesHoldings	所有直接 100.0%	役員の兼任	受取配当金	144,800	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付けについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,081円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 456円16銭   |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 13. その他の注記

該当事項はありません。